

地域銀行に対する
「経営者保証に関するガイドライン」の
アンケート調査の結果について
(集計結果)

平成 31 年 4 月

金融庁

【調査の目的】

昨事務年度に地域銀行 12 行を対象に調査をして、その結果をまとめた『『経営者保証に関するガイドライン』等の実態調査』(平成 30 年 6 月 27 日公表)の内容を踏まえると、ガイドラインの活用が習熟している金融機関では、形式的な対応に留まらず、競争力の強化や顧客に対する満足度を向上させるといった経営戦略上の問題意識を持つことにより、経営トップが主導して各種取組みを実施している傾向が窺えた。

このことから、経営戦略におけるガイドラインの位置付け等について、地域銀行全体の現状を把握することで、経営トップを含めた金融機関との対話に繋げ、ひいては更なるガイドラインの活用を促すために、地域銀行全行にアンケート調査を実施したものの。

【調査概要】

実施時期：平成 30 年 11 月

対象金融機関：地域銀行 105 行（埼玉りそな銀行含む）

質問数：計 8 問

（どのような経営戦略上の取組みがガイドラインの活用に影響を与えたかなど）

<記載上の留意事項>

- ・ 集計結果は「銀行数」で表示（割合や自由記載を除く）。
- ・ 「N」とは、回答対象先数（母数）。
- ・ 「n」とは、回答先数の総数。

【問 1】

貴行において、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合（以下、無保証融資割合という。）が改善した理由として、直接ガイドラインの規定や運用等を見直す以外に、どのような経営戦略上の取組みが影響を与えたと考えていますか。

以下の「エ」「オ」以外の項目について、4段階評価（④【かなり影響を与えた】③【それなりに影響を与えた】②【少しは影響を与えた】①【あまり影響与えていない】）で全て教えてください。

【問 1】の集計結果（N=105）

ア、研修や指導（現場経験を含む）等による職員の目利き力能力向上の取組み。

④	③	②	①	合計(n)
10	58	24	7	99

イ、企業への訪問回数を増やすなど顧客との積極的なリレーションを図る取組み。

④	③	②	①	合計(n)
7	42	37	12	98

ウ、企業の財務内容だけではなく、事業の内容を深く理解する取組み。

④	③	②	①	合計(n)
19	51	23	6	99

エ、特段の理由はない（従来 of 取組みを実施しているだけ）。

5

オ、その他（主な意見を抜粋）

- ・ 各支店で「事業性評価勉強会」を実施。
- ・ ガイドラインの活用状況を経営会議へ報告した上で、当行としての考え方を行内通牒、諸会議を通じて周知している。
- ・ 本部から、商手の保証徴求先リストを送信。極度更改時・個別商手取扱時に、銘柄、買戻能力等を考慮の上、懸念がない先について経営者保証の免除を促している。
- ・ 保証人の要否についてガイドライン未充足に捉われず、保証人は徴求せざるを得ない場合に限るとの観点に基づく検討フローに改定した。
- ・ ガイドラインの活用件数を表彰項目とし、意識を高めている。
- ・ ガイドラインのチラシ（中小企業基盤整備機構作成）の配布及び融資管理方針（ガイドラインを含む）を半期毎に営業店へ示達。
- ・ 事業性貸出新商品の導入。

【問2】

貸出債権に対する経営者保証からの回収率（担保による回収は除く）を把握している場合は時期を示して教えてください。更に、把握した結果が、その後のガイドラインの取組みの見直しにどの程度影響を与えたかについて、4段階評価（④【かなり影響を与えた】③【それなりに影響を与えた】②【少しは影響を与えた】①【あまり影響を与えていない】）で教えてください。なお、回収率を把握していない場合には、把握することが難しい特段の理由があれば教えてください。

【問2】の集計結果（N=105）

● 貸出債権に対する経営者保証からの回収率

0.5%未満	0.5~ 1.0%未満	1.0~ 1.5%未満	1.5~ 2.0%未満	2.0~ 5.0%未満	5.0~ 8.0%未満	合計(n)
12	8	4	2	4	2	32

（注）回収率の把握時期については、各行で異なるため記載を省略。

● 回収率を把握した結果が、その後のガイドラインの取組みの見直しに与えた影響（N=32（回収率を把握している先））

④	③	②	①	合計(n)
1	8	5	18	32

● 回収率の把握が難しい理由

- ・ これまで「経営者保証による回収」という目線での把握を行っていない。
- ・ 保証協会代弁や相殺回収の管理はしているものの、経営者保証による回収の管理をしていないため。
- ・ これまで計測していないが、相当に低いものと捉えている。現時点では経営者への規律付けとして、融資先によっては経営者保証が必要との認識。今後については定期的な把握に努め、検討材料としていきたい。
- ・ 経営者保証からの回収については、期限の利益喪失後の預金相殺が殆どであり、回収金額も全回収金額に比して少額にて回収率は取れて集計していない。

【問3】

ガイドラインの活用を促進することで受けられる付随的な効果等（メリットなど）はどのようなものがありますか。

以下の「ケ」「コ」以外の項目について、4段階評価（④【かなりあてはまる】③【それなりにあてはまる】②【少しはあてはまる】①【あまりあてはまらない】）で全て教えてください。回答の際には、正常先下位以下の企業に対するガイドラインの適用時に実際にメリットとなっていることを想定してお答えください。

【問3】の集計結果（N=105）

ア、他行との差別化やブランド力強化に繋がった。

④	③	②	①	合計(n)
3	24	46	31	104

イ、顧客との信頼関係の強化に繋がった。

④	③	②	①	合計(n)
16	62	22	5	105

ウ、職員の目利き力の向上に繋がった。

④	③	②	①	合計(n)
9	46	40	9	104

エ、事業性評価の活用促進に繋がった。

④	③	②	①	合計(n)
13	50	32	9	104

オ、純新規先との融資取引開始に繋がった（既存取引先の新規融資も含む）。

④	③	②	①	合計(n)
2	31	50	22	105

カ、貸出金利の上乗せに繋がった。

④	③	②	①	合計(n)
0	3	23	78	104

キ、事業拡大など企業の成長等に繋がった。

④	③	②	①	合計(n)
0	12	41	51	104

ク、円滑な事業承継に繋がった。

④	③	②	①	合計(n)
9	45	41	10	105

ケ、特にメリットはない

2

(注)「特段のメリットはない」と回答した2行についても、ア～クの選択肢を回答している。

コ、その他

- ・ 事業性評価活動を通じて、事業者の実態を把握するなかで、「経営者保証ガイドライン」の活用を進めている。

【問4】

ガイドラインの活用を促進させることでのデメリットがあるとすればどのようなものがありますか。

以下の「オ」「カ」以外の項目について、4段階評価（④【かなり関係がある】③【それなりに関係がある】②【少しは関係がある】①【あまり関係がない】）で全て教えてください。

【問4】の集計結果（N=105）

ア、経営者の規律付けの低下に繋がる。

④	③	②	①	合計(n)
10	44	32	15	101

イ、企業の財務内容の悪化に繋がる。

④	③	②	①	合計(n)
0	2	13	86	101

ウ、金融機関の信用リスクの増加に繋がる。

④	③	②	①	合計(n)
5	23	48	25	101

エ、顧客の資金調達幅を狭めることに繋がる。

④	③	②	①	合計(n)
0	1	27	73	101

オ、特にデメリットはない。

4

（注）「特にデメリットはない」と回答した4行については、ア～エの選択肢を回答していない。

カ、その他

- ・ 過度な取組みにより金融機関側のモラル低下に繋がる恐れがある。

【問5】

事業承継時における、経営者保証の二重徴求（新・旧経営者の両方から保証を徴求している状態）において、旧経営者の保証を解除していない要因はどのようなものですか。

以下の「キ」以外の項目について、4段階評価（④【かなり関係がある】③【それなりに関係がある】②【少しは関係がある】①【あまり関係がない】）で全て教えてください。

【問5】の集計結果（N=105）

ア、信用保証協会から保証を求められているため。

④	③	②	①	合計(n)
45	25	18	16	104

イ、旧経営者が代表権を持っている又は株式を一定程度保有しているため。

④	③	②	①	合計(n)
53	42	6	3	104

ウ、旧経営者の経営関与が弱いものの（※）、実質的な経営権を持っているため。

（※）旧経営者の代表権がなく、かつ株式保有割合が1/2以下の先

④	③	②	①	合計(n)
29	58	12	6	105

エ、経営者からの申し出により保証を徴求しているため。

④	③	②	①	合計(n)
14	33	41	17	105

オ、旧経営者が保全としての資産を保有しているため。

④	③	②	①	合計(n)
13	32	37	22	104

カ、特段の規定や運用等を定めておらず、自然体での運用としているため。

④	③	②	①	合計(n)
2	4	22	66	94

キ、その他（主な意見を抜粋）

- ・ 経営者保証の二重徴求を行わないための運用ルール・規定化を検討中。
- ・ 代表者交代時点では、新代表者の経営手腕は未知数の場合もあり、旧代表者の保証を解除せずに、交代後の経営状況をみて、保証解除の判断をするため。
- ・ 旧経営者の保証徴求については規定により、原則徴求しないと定めています。

【問 6－1】

民法改正の施行（2020年4月）により第三者保証の利用が制限されますが、これに備えて、経営関与していない旧経営者からの保証徴求を避けるための対策を実施していますか。【一つ選択】

【問 6－1】の集計結果（N=105）

- ア、既に実施済み。
- イ、今後実施する予定。
- ウ、問題意識はあるが、未だ実施できていない。
- エ、現時点で実施する予定はない。

ア	イ	ウ	エ	合計(n)
27	19	55	3	104

【問 6 - 2】

上記 6 - 1 でア、イを選択された場合、具体的にどのような内容ですか。【複数回答可】

【問 6 - 2】の集計結果（N=46（【問 6 - 1】でア及びイを選択した先））

- ア、実質的な経営権の定義をルール化し、保証徴求基準の明確化
- イ、旧経営者の保証は原則解除
- ウ、経営関与の度合いが低下していく状況をフォローする態勢の構築
- エ、その他

ア	イ	ウ	エ	合計 (n)
27	22	10	8	67

その他（主な意見を抜粋）

- ・ 経営に関与していない旧経営者からの保証徴求は原則行っておらず、また、経営に関与していない旧経営者からの保証があれば、原則解除としている。
- ・ 現時点で新旧経営者の両名を保証人とする、保証の二重徴求は原則禁止をアナウンスし、運用面でフォローする態勢を取っている。今後はルール化を検討する方針。
- ・ 民法改正に関係なく、対応を実施している。
- ・ 実質的に経営に関与していない旧経営者は第三者保証として、保証徴求を原則禁止している。ただし、自発的な保証の申出があり、保証人として徴求することの客観的かつ合理的理由が認められる場合は、例外的に徴求を認めることがある。
- ・ 株式の保有比率が 50%を超過する場合に実質的な経営者とみなす予定としている。
- ・ 経営者以外の第三者の個人保証は原則として求めないこととしており、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案し判断している。

【問7】

旧経営者が実質的に経営関与していない状況を具体的にどのように定義していますか、又は今後定義していく場合はどのような内容にしていく予定ですか。【自由回答】

【問7】の回答（主な意見を抜粋）

- ・ 代表権がなく、株式保有割合が低く、法人の意思決定に影響力がないこと。
- ・ 代表権がなく、株式保有割合が2分の1以下である場合。
- ・ 経営に実質的に関与していない第三者とは、①実質的な経営権を有している者、②営業許可名義人、③経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る）、④事業承継予定者（経営者本人の健康上の理由による場合）を除く第三者と定義。また、今後の定義については改正民法第465条に基づき、基本的には経営者（法人の役員等）以外はすべて第三者と定義することを検討。
- ・ 25%超の議決権を有していない。融資取引や法人取引の関係を通じ事業活動に支配的な影響を有すると認められない場合。
- ・ ①代表権を有していない、②実質的支配が可能な株式数を有していない、③新経営者は旧経営者に影響を受けず、自らの意思で経営上の重要な決定を行っている。
- ・ ①代表取締役を退任しており支配株主等に留まっていない、②前経営者が法人から報酬等を受け取っていない、③前経営者が法人から社会通念上適切な範囲を超える借入等を行っていない、④主たる事業所に訪問等行う中で、前経営者が経営に関与している様子が見られない。
- ・ ①代表者、②実権を有するもの（単独議決権を過半数有す）以外の者。
- ・ ①前経営者は法人の代表者から退任する、②前経営者は、法人の支配株主等に留まらず実質的にも経営から退く、③前経営者は当該法人から報酬等を退任後受け取らない。①～③の全てに該当する場合。
- ・ 代表権の有無、株式保有割合、個人資産の提供状況、取引先に対する影響力。
- ・ 代表権がない。取締役就任していない。経営または重要な業務執行上の決定権がない。保有株式が1/2以下である。但し、原則運用として実態をみて判断する。
- ・ ①債務者の役員であるか、②株式保有率はどうか（数値設定は設けていない）、③債務者への貸付があるか、④債務者の事業への担保提供を行っているかを基準として総合的に判断している。

【問 8】

旧経営者の経営関与の度合いが低下していく状況をどのくらいの頻度で確認していますか。【一つ選択】

【問 8】の集計結果（N=105）

- ア、定期的（例えば年に1度）に確認することとなっている
- イ、不定期ではあるものの適宜のタイミング（新規融資時や根保証の更新のタイミングなど）で確認することとなっている
- ウ、確認するタイミングについては明確にしておらず、自然体で対応している
- エ、その他

ア	イ	ウ	エ	合計(n)
7	64	26	8	105

その他（主な意見を抜粋）

- ・ 事業承継時において、経営関与の度合いが強いことのみを理由に旧経営者を引続き保証人とするケースはほとんどないため、確認を行うルールを設けていない。
- ・ 今後、代表者交代時の保証徴求の基本的なあり方を整理・行内周知したうえで、6ヶ月程度の間隔でモニタリングしていくことを検討中。
- ・ 年1回、確認予定。
- ・ 定期的に経営関与の度合いを確認することを検討中。
- ・ 今後、営業店に対し、定期的（1年を想定）に旧経営者の経営関与の度合いが低下していく状況を確認するよう示達予定。
- ・ 今後、二重保証先については、モニタリングを実施していく予定。
- ・ 確認するタイミングは明確にしていないが、新規融資時や条件変更時等適宜のタイミングで確認を行っている。
- ・ 半年に1度、二重徴求の対象債権の旧経営者の経営関与度合い、財務内容、保全内容を確認し、二重徴求解除の必要性が認められれば、営業店に解除対応指示を行っている。

（以 上）